

東予港 港湾計画（改訂）

1. 沿革と現状

東予港は、瀬戸内海のほぼ中央、愛媛県の東部に位置し、古くから工業港として整備が進められてきた。昭和 39 年 1 月愛媛県東予地区が新産業都市に指定されたのを機に、愛媛県を港湾管理者とする東予港が発足し、同年 4 月重要港湾に指定された。

昭和 44 年には、隣接する新居浜港の一部を併合し、新居浜市、西条市の 2 市にわたる広い港湾区域を有する現在の東予港となり、その後、港湾施設の整備が進められ、平成 13 年の港湾取扱貨物量は外貿 1,704 千トン、内貿 12,206 千トン（うちフェリー 6,379 千トン）、合計 13,910 千トンに達している。

また、本港は新居浜市、西条市を背後圏とした鉱産品、金属機械等の臨海部に立地する工場の原材料及び製品の輸移出入や、愛媛県と阪神地域とを結ぶフェリーによる人・物の移出入を中心に、産業活動及び地域の物流を支える拠点港として重要な役割を果たしてきた。さらに、近年では造船業や電気機械製造業及び鉄鋼業等の企業の立地もあり、工業出荷高は四国随一の地域となるなど、今後ますますの発展が期待されている。

このため本港には、背後地域における産業、物流の拠点として、取扱貨物量の増大や今後の新たな工業活動に対応できる港湾機能の確保、さらには、愛媛県における阪神地域との複合一貫輸送の結節点として、フェリー機能の強化が要請されている。

また、地域住民が海や港に親しむことができる賑わいと潤いのある空間の形成や、港内に残る自然環境への配慮が求められている。

2. 港湾計画の主な方針

背後地域における産業・物流の拠点として物流機能の高度化と、市民生活向上への寄与を目指し、平成 20 年代後半を目標年次として、以下のような方針により、港湾計画を改訂するものである。

1) 物流機能の再編・強化

1) - 1 内貿ユニット貨物の集約・強化

陸上交通体系と連携した海上輸送機能の強化に対応するとともに環境負荷の低減に資するため、フェリー機能の強化を図る。

あわせて、背後地域からの貨物需要に対応し、物流機能の強化を図る。

1) - 2 バルク貨物の集約・強化

海砂採取禁止による海砂の代替材の増加や船舶の大型化に対応し、建設資材の安定供給に資するため、建設資材の集約・再編により、物流機能の強化を図る。

1) - 3 遊休地を活用した物流機能の拡充

瀬戸内海的环境保全に配慮し、新たな埋立てを極力抑制するため、未利用地を活用したふ頭計画により港湾整備を図る。

港湾管理者連絡先：愛媛県 土木部 河川港湾局 港湾海岸課 藤崎、山下、大野 (TEL 089-941-2946 FAX 089-941-8429)
--

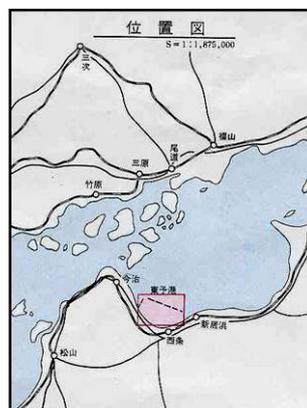
2) 大規模地震時における港湾物流機能の確保

大規模地震災害時における避難、緊急物資輸送等の対策を進めるとともに、震災時における経済活動を支える物流の確保を図る。

3) 自然とのふれあい空間、憩いの場の確保

港湾における快適な環境の創造を図るため、市民が海に親しむことのできる親水空間の確保及び地域住民等の交流に配慮した空間の創出を図る。

3. 東予港の位置及び現況



東予港現況写真

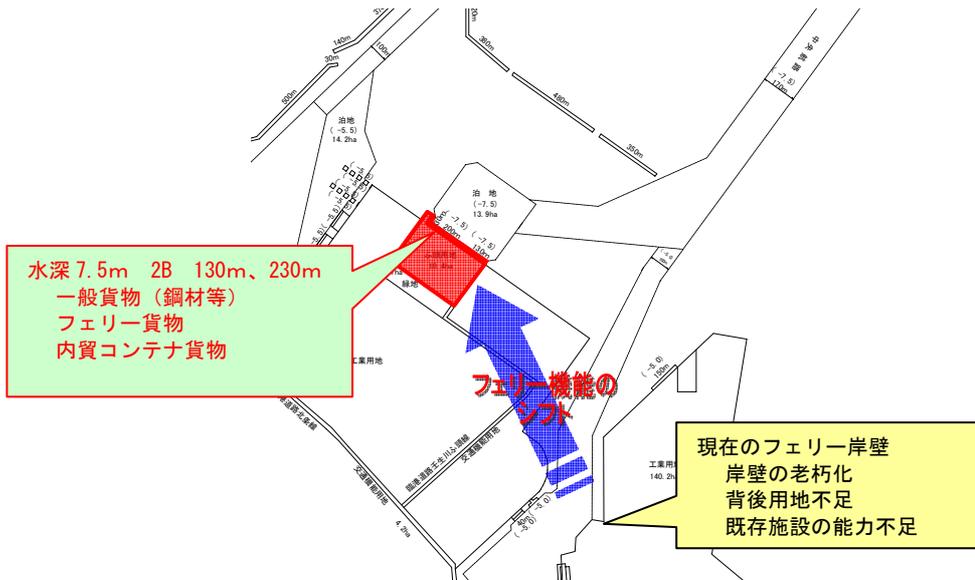
4. 主な計画内容

◇◆物流機能の再編・強化◇◆

◇内貿ユニット貨物の集約・強化・・・[壬生川地区]

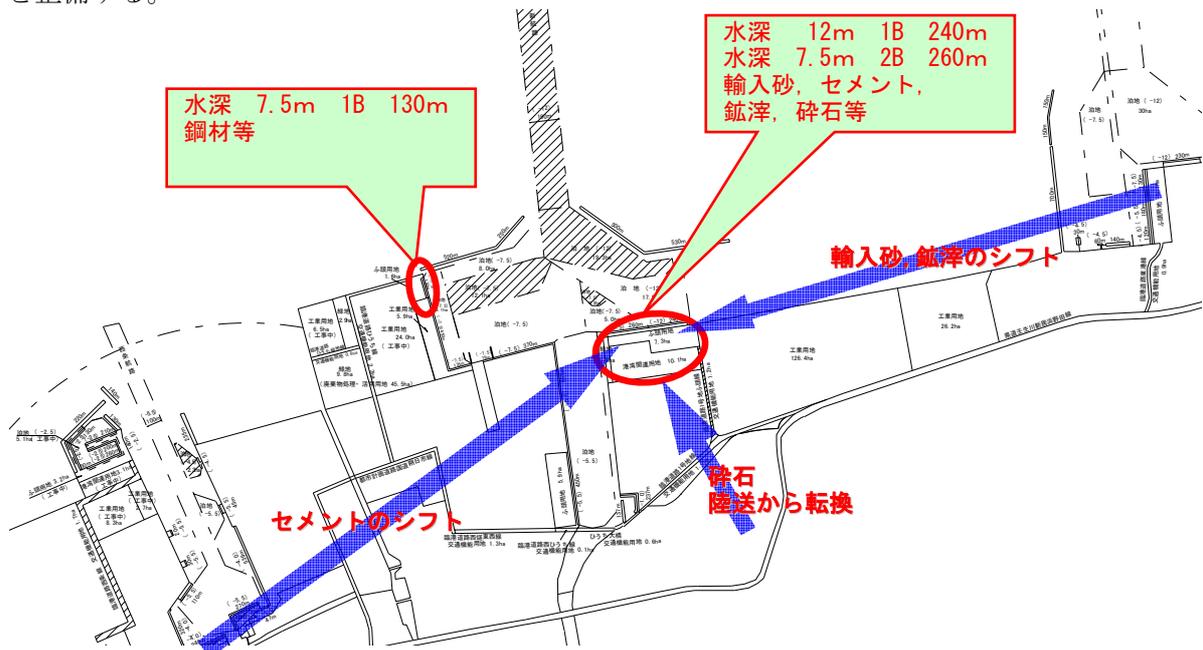
フェリー岸壁の老朽化や背後用地の不足、及び船型の大型化へ対応し、陸上交通体系と連携した海上輸送機能の強化を図るとともに、環境負荷の低減に資するため、壬生川地区において新たに水深7.5mのフェリー岸壁1バースを整備する。

また、背後地域からの貨物需要に対応するため、水深7.5mの一般貨物岸壁1バースを整備する。



◇バルク貨物の集約・強化・・・[西条地区]

海砂採取禁止後の輸入砂等の代替骨材を取扱うとともに船舶の大型化に対応し、港内に点在する建設資材の集約・再編を図るため、西条地区に水深12m岸壁1バース及び水深7.5m岸壁3バースを整備する。

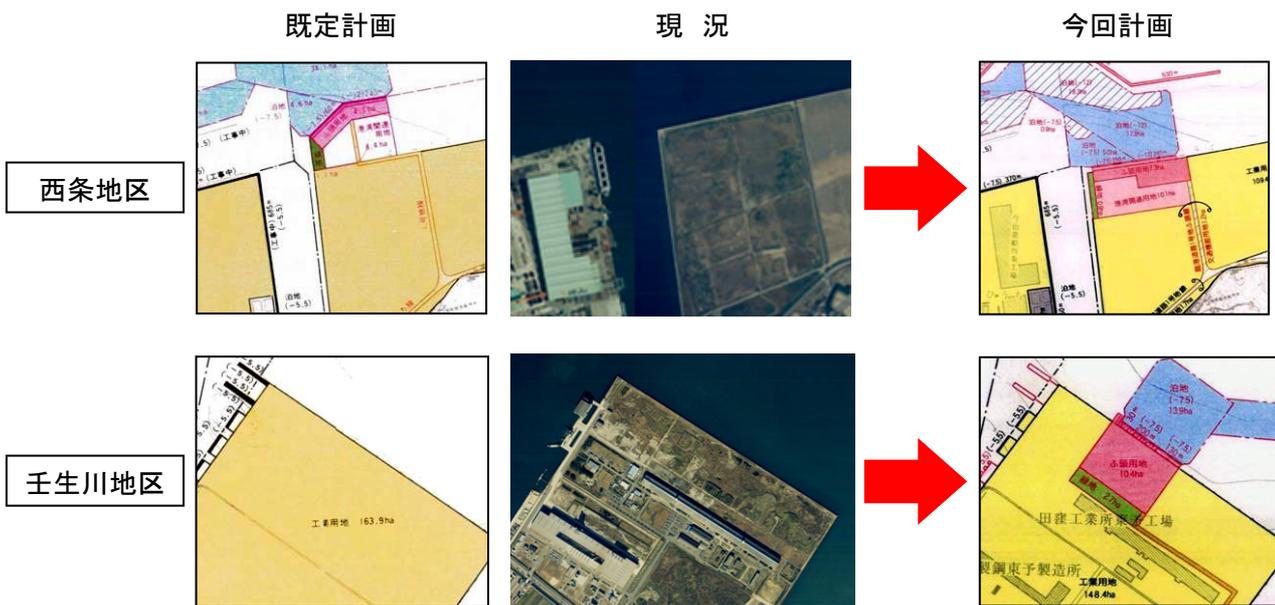


◇遊休地を活用した物流機能の拡充・・・[西条地区][壬生川地区]

未利用地の有効活用により地域経済の活性化を図るとともに、埋立を抑制し瀬戸内海環境等に配慮した計画とする。

西条地区は、既定計画ではふ頭用地等を埋立により整備する計画であったが、今回計画に当り、背後工業用地の未利用地を有効活用し、ふ頭用地等を確保することにより埋立の抑制を図る。

壬生川地区においても、既存の工業用地の未利用地を有効活用したふ頭用地等の整備とし、新たな埋立てを抑制する。

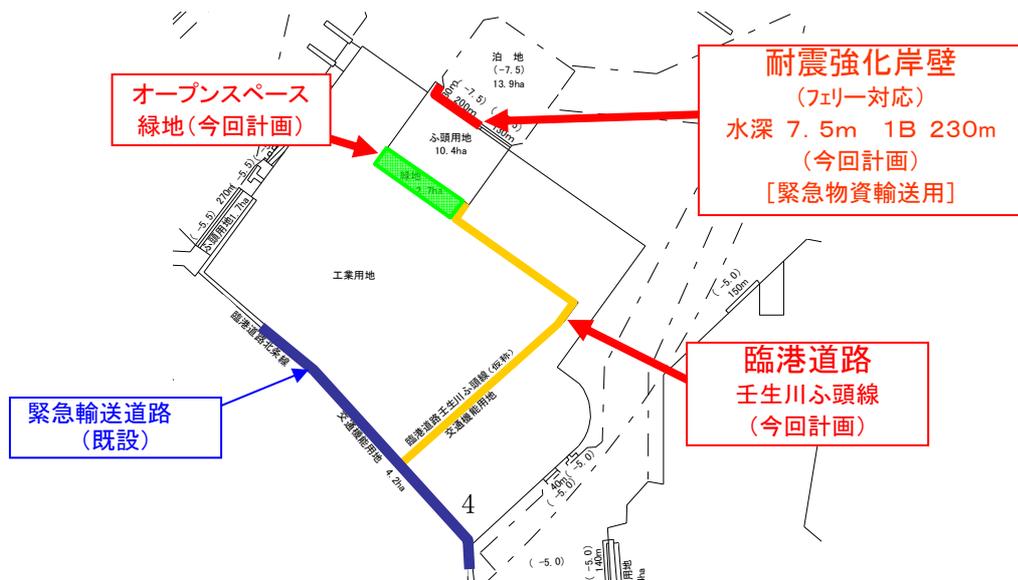


◇◆大規模地震時における港湾物流機能の確保◇◆

[壬生川地区]

東予港の背後圏である西条市、新居浜市は、東南海・南海防災対策推進地域に指定されており、大規模地震災害時における避難、緊急物資輸送等の対策を進めるため、壬生川地区に耐震強化岸壁を位置付ける。

あわせて、緊急物資の保管等被災時のオープンスペースとして活用するため背後の緑地を、また、緊急物資の輸送経路として臨港道路を大規模地震対策施設に位置付ける。



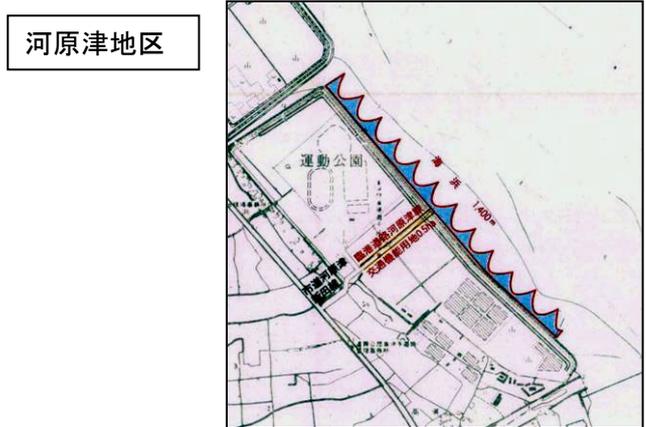
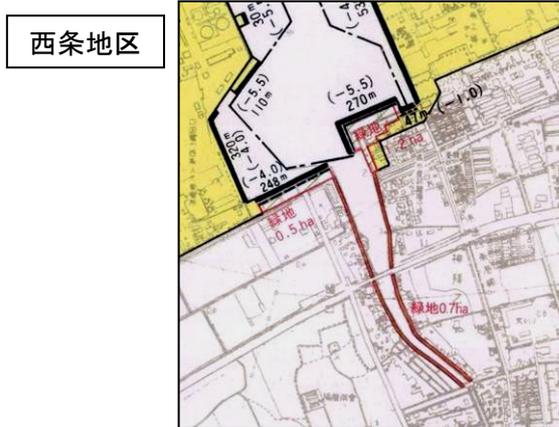
◇◆自然とのふれあい空間、憩いの場の確保◇◆

[西条地区、河原津地区]

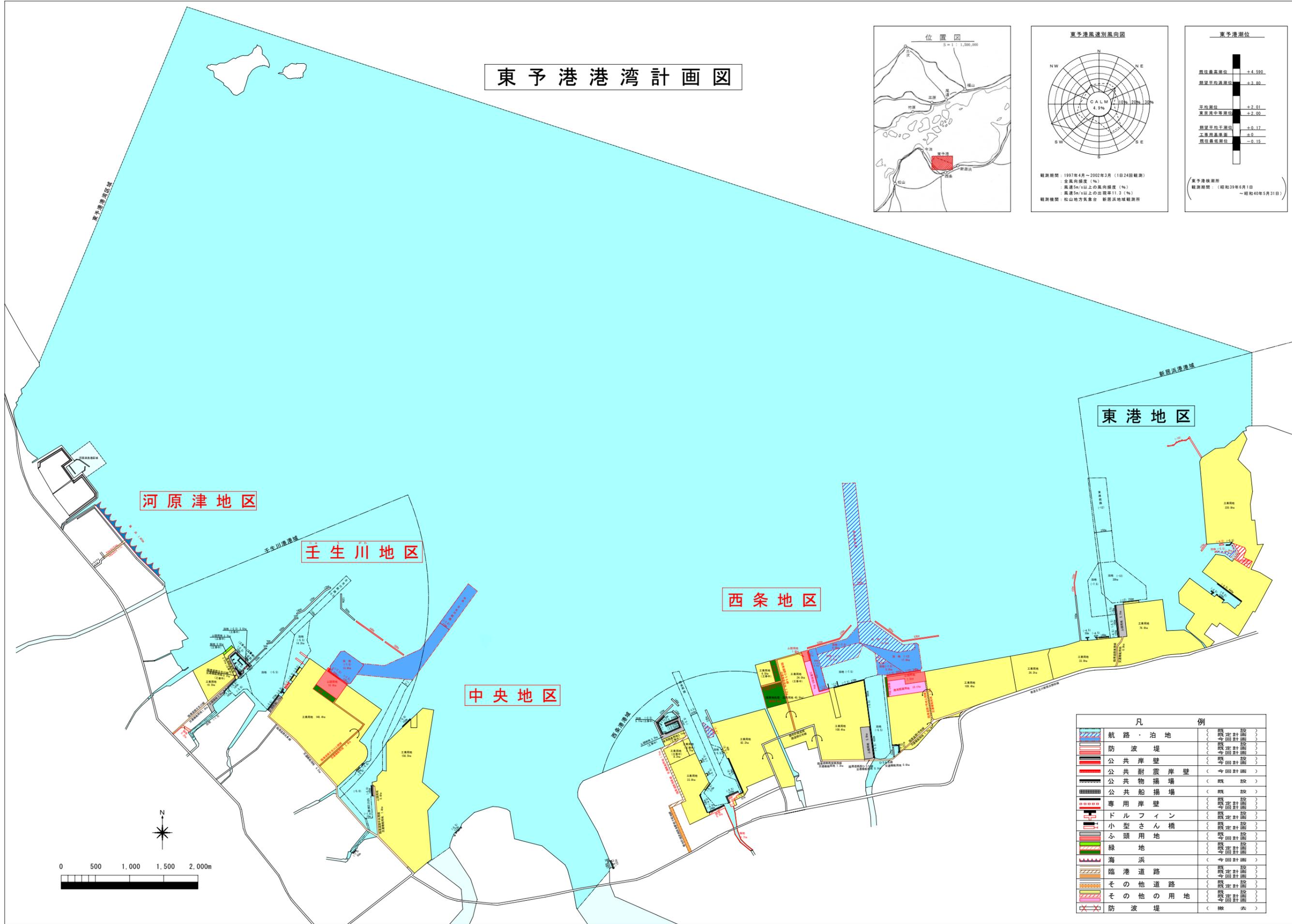
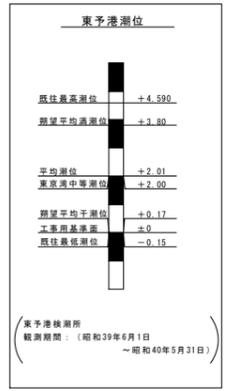
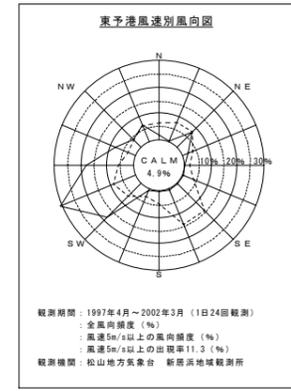
東予港は工業港として発展してきたため、自然とのふれあいの場もなく、港湾緑地も整備されていないことから、自然とのふれあい空間の整備など親しみやすい港湾空間を確保する。

西条地区では、本陣川沿いに緑道を配置し、地域住居環境の改善と水辺に親しめる環境を提供する。

河原津地区では、海浜を計画し、背後の東予運動公園と一体的な利用を図るとともに、浚渫土砂を利用し砂浜の再生を図る。



東予港港湾計画図



凡 例	
	航路・泊地 (既定計画)
	防波堤 (既定計画)
	公共岸壁 (既定計画)
	公共耐震岸壁 (今回計画)
	公共物揚場 (既定)
	公共船揚場 (既定)
	専用岸壁 (既定計画)
	ドルフィン (既定計画)
	小型さん橋 (既定計画)
	ふ頭用地 (今回計画)
	緑地 (既定計画)
	海浜 (今回計画)
	臨港道路 (既定計画)
	その他道路 (既定計画)
	その他用地 (既定計画)
	防波堤 (撤去)